

堺市公報 第160号	令和3年3月5日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について 【財政局税務部税制課】	2
○土壤汚染対策法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定一部解除について 【環境局環境保全部環境対策課】	3
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	5
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	6
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	7
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	8
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	9
○堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の臨時休館日について 【文化観光局観光部観光推進課】	10
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	10
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	11

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・ 11

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・ 12

○堺市流域関連公共下水道事業計画変更に係る関係図書の縦覧について
【上下水道局下水道管路部下水道事業調整課】・・・ 12

○堺市流域関連公共下水道事業計画変更に係る関係図書の縦覧について
【上下水道局下水道管路部下水道事業調整課】・・・ 14

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・ 14

<人事委員会規則>

○堺市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
【人事委員会事務局】・・・ 15

告 示

堺市告示第72号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、令和2年1月1日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月5日

堺市長 永藤英機

法人の名称	法人の所在地
NPO法人子ども未来	堺市堺区甲斐町東2丁1番6号

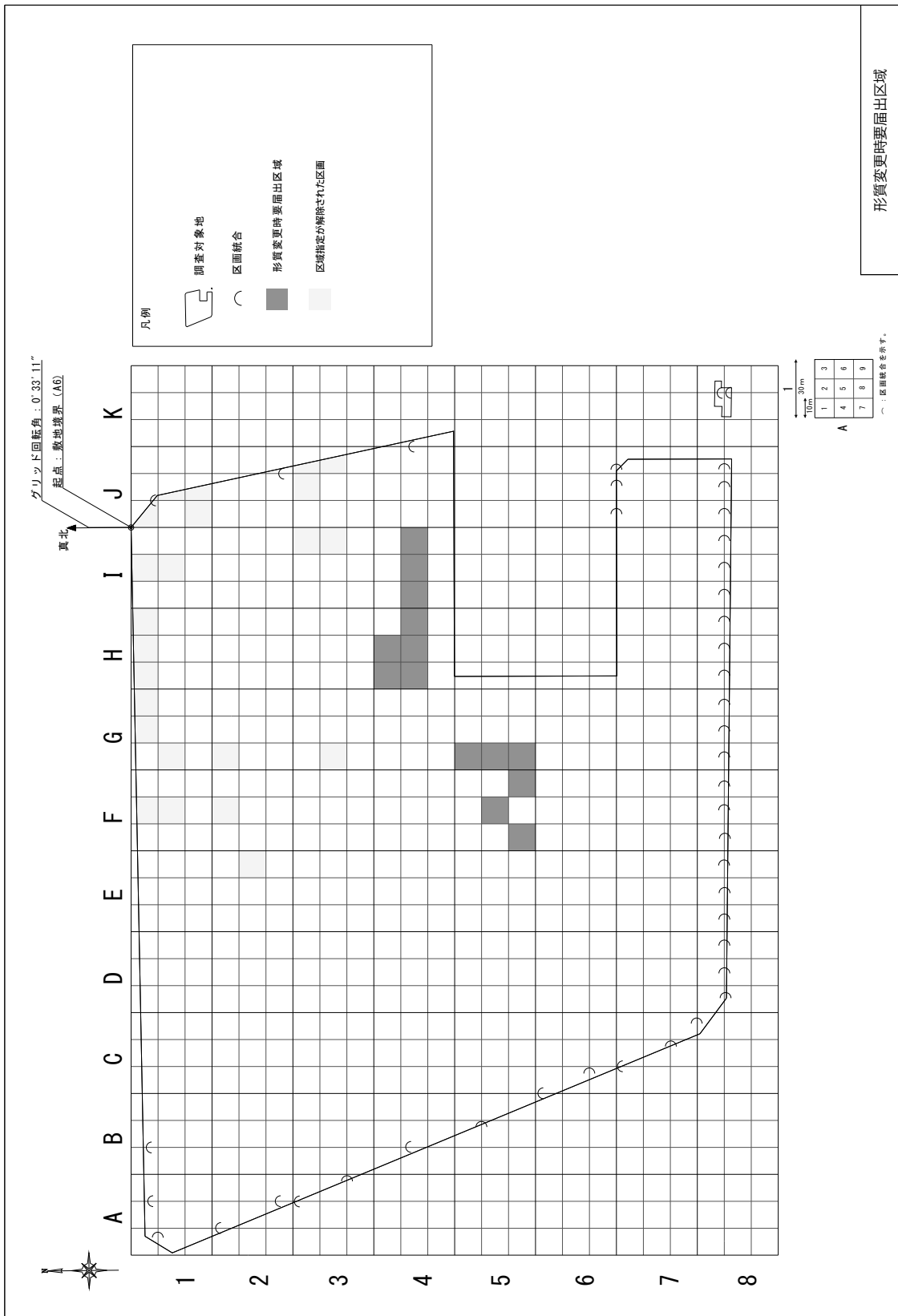
堺市告示第73号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項に基づき、令和2年堺市告示第312号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月5日

堺市長 永藤英機

- 1 指定解除する形質変更時要届出区域
堺市堺区大浜西町7番の一部(次頁図面参照)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去



公 告

堺市公告第147号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
ワンタッチパーテーション 2,415張
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
ミドリ安全堺株式会社
代表取締役 溝畑 忠
大阪府堺市堺区海山町5丁176-6
- 5 落札金額
¥61,099,500-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和2年11月25日

~~~~~

堺市公告第148号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

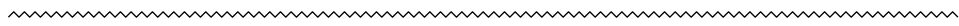
令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
高反応消石灰（令和3年度上半期分）（年間単価契約）  
920 t（特号消石灰使用時の予定数量）
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社クリエイト  
代表取締役 宮川 基次  
大阪府堺市堺区戎島町2丁53-1
- 5 落札金額  
¥37,950-（1 t当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月2日



堺市公告第149号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
医療用グローブ（保健医療課）（第3回） 1,860,000枚
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社川崎商店  
代表取締役社長 川崎 昌良  
三重県四日市市清水町2-40
- 5 落札金額  
¥30,140,000-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年12月2日

~~~~~

堺市公告第150号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

医療用グローブ（保健医療課）（第4回） 1,400,000枚

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

財政局契約部調達課

3 落札者を決定した日

令和3年1月22日

4 落札者の氏名及び住所

石黒メディカルシステム株式会社 東大阪支店

支店長 宮垣 達也

大阪府東大阪市森河内東1丁目26-19

5 落札金額

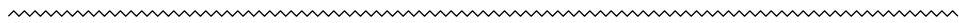
¥20,482,000-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年12月9日



堺市公告第151号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

医療用グローブ（保健医療課）（第5回） 1,400,000枚

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

財政局契約部調達課

3 落札者を決定した日

令和3年1月28日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社川崎商店

代表取締役社長 川崎 昌良

三重県四日市市清水町2-40

5 落札金額

¥22,880,000－（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和2年12月9日

~~~~~

堺市公告第152号

堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成25年条例第44号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）の臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 休館日

令和3年3月16日（火）

2 休館施設

堺市立歴史文化にぎわいプラザ（さかい利晶の杜）

※駐車場を除く。

3 休館理由

観光案内展示室を含む全館を使用した消防訓練の実施のため。

~~~~~

堺市公告第153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をし

たので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和3年2月19日 第E-22号
- 2 対象区域 堺市北区新金岡町3丁3番
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第154号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和3年2月22日 第E-24号
- 2 対象区域 堺市中区八田西町2丁1200-1
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市北区北長尾町二丁48番1及び48番4から48番14まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番31号
株式会社サンユウ都市開発
代表取締役 松永 泰成

~~~~~

堺市公告第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区高松118番1及び118番4から118番19まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府貝塚市名越1059番地1  
株式会社あさひ興産  
代表取締役 坂口 真里子

~~~~~

堺市公告第157号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、堺市大和川下流西部流域関連公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を堺市上下水道局において次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画の変更について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、堺市長に意見を申し出ることができる。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 予定処理区域の変更

今池処理区において、新たに汚水の発生が見込まれるため、予定処理区域の拡大変更を行う。

	既計画	今回計画	増減
処理区域面積 (ha)	3,064.75	3,072.44	7.69

2 処理分区界の変更

現況の土地利用形態に伴う処理分区界を変更する。

3 事業期間の延伸

事業の進捗状況を考慮し、工事完了の予定年度を令和2年度から令和5年度に延伸する。

4 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎2階 下水道事業調整課

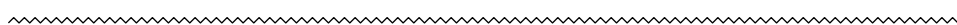
所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2

連絡先 072-250-5107

5 縦覧期間

令和3年3月8日から同月10日まで

(午前9時から午後5時30分まで)



堺市公告第158号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、堺市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、その関係図書を堺市上下水道局において次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画の変更について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、堺市長に意見を申し出ることができる。

令和3年3月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 事業期間の延伸

事業の進捗状況を考慮し、工事完了の予定年度を令和2年度から令和6年度に延伸する。

2 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎2階 下水道事業調整課

所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2

連絡先 072-250-5107

3 縦覧期間

令和3年3月8日から同月10日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第35号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号

の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月5日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第953号
廃 止 年 月 日 令和3年2月4日
事 業 者 の 名 称 総美建設株式会社
事 業 者 の 住 所 堺市中区深井北町698-3
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 松本 京子
事 業 所 の 名 称 総美建設株式会社
事 業 所 の 所 在 地 堺市中区深井北町698-3

人事委員会規則

堺市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月5日

堺市人事委員会

委員長 酒 井 貴 子

堺市人事委員会規則第2号

堺市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の退職管理に関する規則（平成28年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次の1号を加える。

(3) 条例第32条第2項第2号の外郭団体の職員として採用された場合

第18条第3項に次の1号を加える。

(9) 前各号に掲げるもののほか、退職者の適正な管理を行うため、任命権者が必要があると認める事項

様式第1号中

「

ふりがな 氏名 ㊟

 を
 」
 「

ふりがな 氏名 (申請者が自署しない場合は、記名押印をすること。)

 に
 」

改める。

様式第2号中

「

(ふりがな) 氏名 ㊟

 を
 」
 「

(ふりがな) 氏名 (届出者が自署しない場合は、記名押印をすること。)

 に
 」

改める。

様式第3号を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市職員の退職管理に関する規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市職員の退職管理に関する規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第3号（第18条関係）

再就職先届出書

年 月 日

任命権者 様

堺市職員及び組織の活性化に関する条例第35条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1 届出者	(ふりがな) 氏名 <small>(届出者が自署しない場合は、記名押印をすること。)</small>	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
	離職時の所属・職	
	連絡先 (電話番号)	
	離職年月日 年 月 日	
2 再就職先	再就職先の名称	
	再就職先の所在地	
	再就職先における地位 (役職等)	
	再就職先の業務内容	
	再就職年月日 年 月 日	